

答 申 書

令和元年年6月24日

美里町情報公開審査会

答 申

第1 審査会の結論

美里町長（以下「実施機関」という。）が平成31年3月28日付け美総第1617号で行った平成30年度第3回美里町行政改革推進本部に係る文書の一部を非開示とする決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成31年3月26日、実施機関に対し、美里町情報公開条例（平成24年美里町条例第29号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、「2月27日の美里町行政改革推進本部会議の会議録及び資料」に係る行政文書の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、「平成30年度第3回美里町行政改革推進本部会議について（報告）」（以下「本件文書」という。）を特定した。
- 3 実施機関は、平成31年3月28日、本件文書のうち資料 から まで及び については、非開示とし、その余の文書については開示とする行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け美総第1617号で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、平成31年4月9日、実施機関に対し、本件処分のうち非開示に関する部分の取消しを求める審査請求を行った。
- 5 実施機関は、平成31年4月19日付けで弁明書を作成し、同月23日、審査請求人に送付した。
- 6 審査請求人は、令和元年5月7日、実施機関に対して反論書を提出した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち非開示に関する部分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

条例第6条第6号に該当し、「開示することにより無用の誤解を与えるおそれがある」ことを理由に非開示の処分を行ったとしているが、同号の規定は「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生じるおそれがあるもの」であり、これに該当しないので不当である。

3 実施機関の弁明書に対する反論

（1）非開示の理由について

条例第6条第6号の規定は、意思形成過程の情報であることと「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生じるおそれがあるもの」という2つの条件を求めている。しかし、実施機関は、非開示とした文書のいずれについても「意思形成過程の情報」であることしか言及していない。

非開示とした文書について、今後その内容が変更されたり、実施についても不確定な情報であるから、これを公開すると、町民に対していたずらに期待感又は不安感を与える等

誤った理解又は無用の混乱を招くおそれがあると主張しているが、意思形成過程の情報は、今後その内容が変更されたり、実施についても不確定なのは当然のことである。このような解釈では、「意思形成過程の情報」でありさえすれば、第2の条件があろうとなかろうとすべて非開示の判断が可能になり不当である。

美里町情報公開条例の解釈及び運用基準(以下「解釈運用基準」という。)の第6条第6号の趣旨の部分には、「町政運営の説明責任の観点から、客観的かつ明白に支障が生ずると判断される情報が行政文書に記録されている場合だけに限られる」と規定されている。実施機関は、この趣旨の本来の目的を無視して運用しているため、不当である。

(2) 部分開示の方法について

条例第6条第6号に該当するとして大半の文書が当該行政文書全体について非開示とされたが、仮に非開示情報が含まれていたとしても、部分開示をすべきである。解釈及び運用基準の部分開示に関する趣旨に照らせば、当該行政文書全体を非開示としたのは不当である。

(3) 本部会議報告について

今回、開示された文書の中に「平成30年度第3回美里町行政改革推進本部会議について 報告」という文書が含まれていたが、会議の記録は、一般には会議録という名称であり、平成29年度までは美里町行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)の会議録が存在していた。このような文書が存在することこそが町民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、ひいては町への信頼感を損なう要因になると考える。どのような経緯でこのような文書が作成されることとなったかを検証し、公表する必要がある。文書管理についてPDCAサイクルを回し、早急に改善を実施することを強く希望する。

第4 実施機関の説明要旨

1 弁明書の趣旨

(1) 解釈運用基準では第6条第6号に規定される「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生じるおそれがあるもの」の解釈については、「最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、町民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるもの」と規定されている。

(2) 資料 、資料 、資料 及び資料 は、推進本部における「内部統制基本方針(案)等について」の検討に当たり、第3次美里町行政改革大綱の実施計画として定めた「全庁的な内部統制の構築」について、推進本部から「美里町内部統制基本方針」として具体的な推進方法を全庁的に示すため、その内容及び方法を検討する資料として提供したものであり、当該基本方針等の作成に関する意思形成過程の情報である。

(3) 資料 は、推進本部における「補助金等の見直しガイドライン(案)について」の検討に当たり、第3次美里町行政改革大綱の実施計画として定めた「補助金等の見直し」に関し、推進本部から「美里町補助金等の見直しガイドライン」として全庁的に示すため、その内容を検討する資料として提供したものであり、意思形成過程の情報である。

(4) これらの資料は、推進本部において議事を検討する過程で提供しているものであり、様々な角度から内部検討が加えられ、内容が変更され、又は却下される等の可能性が大

いにあり、また、実施についても不確定な情報である。よって、これを公開すると、町民に対して、いたずらに期待感又は不安感を与える等誤った理解又は無用の混乱をもたらすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(5) 以上のことから、本件行政文書は非開示情報に該当するため、部分開示決定は妥当であり、取り消されるべきものではない。

2 審査会における陳述の内容

(1) 本件文書を開示することにより生じる支障の具体的な内容

内部統制基本方針(案)等は、推進本部の本部員に内部統制の検討を進めるための基礎資料として提供したものである。議論のたたき台とするため、事務局の案を提出したものであり、その内容は未成熟なものである。推進本部の議事の結果としては、「基本方針を作成し、それに沿った取組を行う方向性である」ことを確認したに留まる。よって、本件資料については、「内部統制」を第3次美里町行政改革大綱に基づく町独自の取組として実施するか又は地方自治法第150条第1項に基づき実施するかの基本となる方向性が決定されていない状況であるにもかかわらず、当該資料を公表することで、「町の内部統制は、町が独自に実施する」との方針が決定したかのように捉えられ、今後、内部統制の方針を定め、実施する過程において、誤った認識により、その進め方、公表の方法等の取組手法が異なっているのではないかといった、無用な誤解や混乱を招く可能性がある。

(2) 資料 「発生したリスク一覧」を非開示とした理由

資料 として提出した「発生したリスク一覧」は、平成30年12月18日付けで内部統制における業務リスクを各課に再調査し回答を得た、発生したリスクを総括したもののうち、内部統制基本方針(案)の作成根拠となると想定されるリスクのみを抽出した資料である。一覧中「発生頻度」及び「影響度」の表記については、リスクの発生頻度及び影響度を数値化して記載したものであるが、事務局の案として提出したものであり、基準の妥当性については十分な議論がなされているものではない。

このことから、町で発生したリスクを全て表記しているものではないこと、及び発生したリスクの内容について発生頻度及び影響度が公表する精度で議論されていないものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件文書について

本件文書は、平成31年2月27日に開催された平成30年度第3回美里町行政改革推進本部の会議の結果を報告する内容の文書であり、会議の次第、出席者名簿、資料 から資料 まで及び会議の概要をまとめた報告書で構成されている。このうち、次第、出席者名簿、資料 及び会議報告書は開示され、資料 から まで及び資料 (以下「本件非開示文書」という。)については条例第6条第6号に該当するとして非開示とされたものである。

2 本件非開示文書の条例第6条第6号該当性について

(1) 条例第6条第6号の解釈について

条例第6条第6号に規定する「意思形成に支障が生ずるおそれがあるもの」とは、最終

的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、町民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるもの等が該当するものと考えられる。町の最終的な意思は、機関内部での調査、研究、企画、調整、検討又は関係機関との審議、協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり、このような最終的な意思決定に至る過程における情報の中には、公開することにより、町民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことがあり、また、機関内部の会議等における自由な意見交換、情報交換が阻害されるものがあるからである。

実施機関は、本件非開示文書が条例第6条第6号に規定する情報（以下「意思形成過程情報」という。）に該当すると主張する一方、審査請求人はその解釈が誤っている旨主張していることから、この点について検討する。

（2）資料 から資料 について

本件非開示文書のうち、資料 美里町内部統制基本方針（案）資料 美里町内部統制システム推進実施要綱（案）及び資料 内部統制の導入スケジュール及び推進組織体制等（案）は、第3次美里町行政改革大綱に基づく内部統制体制の整備に当たり、推進本部で討議を行うため、事務局から資料として提出されたものであることが認められた。

推進本部は、町の行政改革について討議、検討を行う職員内部の会議であり、本件においては内部統制体制の整備について様々な角度から討議、検討を行うために開催されたものである。関係職員の聞き取りからは、資料を提出した事務局の意図としては、案に対する率直な意見及び自由な議論を期待するものであり、協議を経て、内容の変更、却下、再検討となることも想定していたことが認められた。

本文書に係る推進本部の結果としては、「基本方針を作成し、それに沿った取組を行う方向性である」ことを確認したことに留まり、美里町内部統制基本方針（案）については、次回の推進本部までに各課内で内容を協議、検討することとなり、本件処分を行った平成31年3月28日の時点においては、内部統制基本方針の内容の方向性が決まっておらず、成案になっていない状況である。

以上のことから、資料 から資料 については、本件処分を行った時点においては、全体として意思形成が完了しておらず、内容の変更、却下又は再検討の可能性のある未成熟な情報であるものと認められる。

これらの情報を開示すると基本方針の内容が開示した案で決定したかのように捉えられ、今後、開示した案と異なる内部統制の方針を定めようとする場合、誤った認識により、その進め方、公表の方法等の取組手法が異なっているのではないかといった、無用な誤解や混乱を招く可能性があり、意思形成に支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、当該文書は、意思形成過程情報に該当する。

（3）資料 について

本件非開示文書のうち、資料 発生したリスク件数一覧は、資料 から まで及び資料 とは異なり、件名に（案）が付されておらず、一見すると内容に変更の余地がない資料のようにも見える。しかしながら、当該文書の内容を見聞した結果、単に事実を記載しただけのものではなく、各課が想定したリスクから事務局が内部統制体制整備に必要なものを抽出するとともに、発生頻度及び影響度の評価を行っていることが認められた。抽出す

る判断基準、発生頻度及び影響度の基準については、議論がされておらず、検討の結果、これらの基準が変更されれば、内容の変更の余地があることから、全体として意思形成が完了していないものと認められる。また、上記（１）と同様の理由により意思形成に支障が生ずるおそれがあることから、意思形成過程情報に該当する。

（４）資料 について

本件文書のうち資料 美里町補助金等の見直しガイドライン（案）は、第３次美里町行政改革大綱に基づき、補助金の適正化を行うためのガイドラインを策定するに当たり、推進本部に提出された資料である。当該文書は、本部員の意見を求めるために事務局の案として提出されたものであり、本件処分を行った時点においても内容が確定しておらず、全体として意思形成が完了していない状況にある。

当該文書の内容には、補助金の交付先、補助金額及び補助割合の見直しに係る基本的な考え方、補助金の縮減又は廃止の検討に関する項目が含まれており、内容が確定していない段階で開示することにより、補助金の対象者等からの要望、意見、干渉等が予想され、今後の意思形成に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。よって、意思形成過程情報に該当する。

３ 結論

以上のことから、実施機関が、本件非開示文書を条例第６条第６号の意思形成過程情報に該当するとして当該部分を非開示とした決定は妥当である。

第６ 審査会の結果

年月日	審査の経過
令和元年５月１５日	諮問を受けた。
令和元年５月２７日 （令和元年度第１回審査会）	事案の審議を行った。
令和元年６月７日 （令和元年度第２回審査会）	実施機関（総務課）から事情を聴取した。 事案の審議を行った。
令和元年６月２０日 （令和元年度第３回審査会）	事案の審議を行った。